

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和5年2月14日(火)			
会議時間	開会	午後2時05分	閉会	午後2時26分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 佐藤 浩		副委員長 岩 渕 優	
	委員 岡田 もとみ		委員 千田 恭平	
	委員 千葉 大作		委員 小野寺 道雄	
委員外議員	議長 勝浦 伸行		副議長 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	八重樫事務局長、細川事務局次長兼庶務係長、熊谷局長 補佐兼調査係長、栃澤議事係長			
出席説明員				
本日の会議に 付した事件	議会改革について (1) 個人情報保護制度について (2) 委員会条例の改正について (3) 議会ホームページへの議員情報の掲載について			
議事の経過	別紙のとおり			

議会運営委員会記録

令和5年2月14日

(開会 午後2時05分)

委員長 : ただいまの出席委員は6名であります。

全員の出席ですので、これより議会運営委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので御了承願います。

本日の案件はご案内のとおりです。

初めに、(1) 個人情報保護制度についてを議題といたします。

個人情報保護制度については、国の法律改正に伴う対応として、議会の個人情報保護条例を2月通常会議に上程できるよう進めることとしておりました。

条例の案については既にお示ししており、タブレットに掲載のとおりであります、前回の協議以降の経過等について、事務局から説明させます。

八重樫事務局長。

事務局長 : 前回までの協議におきまして、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、地方議会が改正法の適用対象から除外になることから、議会独自で個人情報の保護に関する条例を定めることについて御決定をいただいております。

また、その条例の案につきましても既にお示ししてございまして、特に各委員からは修正等の意見はございませんでした。

よって、お示した案をもって盛岡地方検察庁との協議を進めることとしたところでございます。

盛岡地方検察庁へは11月上旬に書面で協議をしてございまして、盛岡地検からは、回答までに2か月程度を要するとの説明を受けておりましたが、本日時点でいまだ協議に対する回答は、残念ながら来ていないということになってございます。

ただ、昨日、盛岡地検から電話で連絡がございまして、今週末、遅くとも来週中には、文書で回答をしたいということでございました。

当方から協議した条例案の内容に対して、盛岡地検からは特に指摘事項なしという回答を出す予定ということをご報告いたします。

盛岡地検から回答があった段階で、改めて議会運営委員会で条例案の最終的な協議、決定をいただくこととしておりましたが、日程的なこともございますので、正式な回答はまだ来ておりませんが、2月通常会議への上程を進めるため、本日御協議をお願いしたいというものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 : これより意見交換をいたします。

御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で意見交換を終わります。

それでは一関市議会個人情報保護条例案については、資料のとおりとし、2月通常会議の最終日に発委として一関市議会個人情報保護条例の制定についてを提案することといたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定いたしました。

なお、ただいま決定した条例案について、誤字、脱字その他の整理を要するものがある場合は、その整理を正副委員長に御一任願います。

また、この後に開催する議員全員協議会の場において、全議員に改めて概要をお伝えしたいと思います。

以上で(1)個人情報保護制度についての協議を終わります。

次に、(2)委員会条例の改正についてを議題といたします。

市の行政組織の変更に伴い、一関市議会委員会条例について、常任委員会の所管に関する規定を定めようとするものであります。

事務局から説明させます。

八重樫事務局長。

事務局長 : さきの12月通常会議におきまして、一関市行政組織条例の一部改正が可決となりましたので、本年3月末をもって保健福祉部が廃止となり、4月から新たに健康子ども部と福祉部が設置となります。

これを受けまして、一関市議会委員会条例第2条で規定する常任委員会の所管についても変更が必要となるものでございます。

該当箇所につきましては、委員会条例第2条第2項第3号の教育民生常任委員会の所管でございます。

下線部になりますが、改正前におきまして保健福祉部の所管に関する事項、福祉事務所の所管に関する事項と定めている箇所を、改正後は、健康子ども部の所管に関する事項、福祉部の所管に関する事項と改めるものでございます。

附則ですが、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。

委員長 : 意見交換を行います。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で意見交換を終わります。

それでは一関市議会委員会条例の一部改正案については資料のとおりとし、2月通常会議の最終日に発委として提案することといたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決定しました。

なお、ただいま決定した条例の一部改正案について、誤字、脱字その他の整理を要するものがある場合は、その整理を正副委員長に御一任願います。

以上で(2)委員会条例の改正についての協議を終わります。

次に(3)議会ホームページの議員情報の掲載についてを議題といたします。

事務局から説明させます。

八重樫事務局長。

事務局長：議会のホームページにつきましては、議席順の名簿、会派別の名簿、委員会別の名簿を掲載してございます。

掲載する情報については、2月3日の広聴広報委員会で協議したところでございますが、議会改革にもつながる内容であることから、議会運営委員会においても協議いただきたいと広聴広報委員会から申し送りがございます。

詳細につきましては、担当から改めて説明をいたさせます。

委員長：熊谷書記。

熊谷書記：それではタブレットの資料によりまして説明いたします。

この資料は広聴広報委員会で協議した資料でありますけれども、表につきましては、1月26日時点で、県内各市議会のホームページにおきまして、議員の情報をどこまで掲載しているかというものをまとめた表になります。

例えば盛岡市では①の顔写真から④のメールまで、北上市であれば①の顔写真から⑥の当選回数までとし、メールアドレスは掲載しないということを表しております。

当市におきましては、名簿を掲載しておりますけれども、写真をはじめ住所や電話番号などは掲載していないという状況にありました。

現在、顔写真につきましては、遅ればせながら掲載したところでありますが、それ以外の②から⑥の項目までは掲載していない状況にあります。

このことから、2の対応案になりますが、広聴広報委員会では、やむを得ない事情がある場合を除き①顔写真から⑥当選回数まで他市並みの情報はホームページに掲載してはどうかという判断に至っております。

掲載の時期は切りのいいところで、4月1日ではどうかという協議結果でありました。

ただし、やむを得ない事情がある場合、議員の都合によりまして③の電話番号から⑤の生年月日までは非掲載にできるといった案でございます。

それから⑦の外部へのリンクですけれども、議員個人の政策や活動がより伝わるように、議員の希望によりまして、議員として開設している個人のホームページ、あるいはSNSなどへのリンクを貼ることも可能にしてはどうかと協議をいただいたところであります。

これにつきましては、ホームページは市で管理しておりますので、現時点で必ずしも対応可能ということとは言えないところですが、もし当委員会の中で、議員個人が開設するホームページなどのアドレスを掲載してもよいのではないかという判断になりましたならば、運用の在り方を検討いたしまして、市の担当部と協議を行いたいと考えているところでございます。

参考までに、この表にもありますが、2021年議会改革度調査で情報共有部門の全国1位となった町田市議会のホームページを見ますと、次のページを御覧いただきたいのですけれども、まず議員の一覧表があります。

名前のところをクリックすると、次のページになりますが、個人の議員プロフィールになります。

ここには生年月日や当選回数、住所、電話番号はもちろんですけれども、ホームページとあります。

ホームページのところをクリックいたしますと、議員個人として開設してあるようなホームページに飛ぶような形になっております。

議員の掲げる政策とか、こんなことやりますといったことが分かるようになっているところでございます。

参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

委員長：これより意見交換を行います。

小野寺委員。

小野寺委員：メールとか外部へのリンクを持っている方は、25人中何人ぐらいいるのか。

委員長：熊谷書記。

熊谷書記：メールアドレスについては、議員個人で取得されているメールアドレスもありますし、もしなければタブレットのメールもありますので、メールのところだけであれば全議員分が埋まるかと思いますが、ホームページは持っている議員、持っていない議員いらっしゃると思いますので、ここは差が出てしまうことになります。

委員長：暫時休憩します。

(休憩 14:16～14:25)

委員長：再開します。

それでは、ホームページでの議員紹介については、広聴広報委員会から提案のあった①から⑥までの分については掲載する、それから⑦の外部リンクについては、改選時の選挙広報にそれぞれ公約等を載せておりますので、それを貼り付けるといことで、一旦は掲載したいと思えますけれども、そういうことで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、そのように決定いたします。

以上で (3) の議会ホームページへの議員情報の掲載についての協議を終わります。
ほかに、皆様から何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で予定した案件の協議を終わります。

なお、次回の議会改革に係る議会運営委員会の開催日程につきましては、後日連絡をいたしますのでよろしくお願ひします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

御苦勞さまでした。

(閉会 午後2時26分)